

第26回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年7月11日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（敬称略）

木下秀樹（委員長）、高畠栄一、田村洋子、三木隆、吉水ちひろ、和田晋一、
相馬博之、林潤

(2) 説明担当者

熊谷裁判官

(3) 事務担当者

岡林刑事首席書記官、伊藤主任書記官、齊藤地裁事務局長、竹内地裁事務局
次長、藤田地裁総務課長、前川家裁総務課長、諏訪家裁総務課課長補佐、東地
裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 犯罪被害者保護制度について

ア 犯罪被害者保護の概要についての説明

イ ビデオリンク方式による模擬証人尋問

ウ 遮へい措置体験

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日

平成28年11月1日（火）午後1時30分

(2) 意見交換のテーマ

裁判所における非常事態への対応について～裁判所に対し危害予告がされた
場合～

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，■：説明担当者，●：事務担当者)

- ： 法廷でビデオリンク方式による証人尋問（以下、「ビデオリンク」という。）の模擬実演を見たが、証人が別室で話していた言葉が音割れをしたような感じで、若干聞き取りづらく感じた。
- ： 今回は模擬として実施したため、法廷の方の音量を若干下げた結果、反響してエコーがかかったように聞こえたのではないかと思う。実際の使用場面では、今日のような反響はない。
- ： 法廷内に流れる証人等の声を変えるようなことはしないのか。
- ： 被告人の防御権の保障という問題もあるため声を変えることまではしていない。証人尋問は、内容だけではなく、答え方も重要な証拠となるため、ニュアンスが変わるようなことは行いにくい。
- ◎： 裁判官としては、証言する人の表情や答え方が心証に影響することがあるので、声色を変えることまではやりにくい。
- ： ビデオリンクは、実際どれくらいの件数が行われているのか。支部等でも実施することがあるのか。
- ： 全国の高裁，地裁及び簡裁の総数としては，平成23年は242件，平成24年は288件，平成25年は278件，平成26年は299件，平成27年は290件である。福井地裁管内では，年に1件から3件程度の利用で推移している。支部でも，機器を移設することでビデオリンクを行うことは可能だが，これまでの実績としては本庁のみである。
- ： 遮へい措置などは，スペースが限られている中で被害者の方のために工夫していることが窺われた。事件や裁判に対する被害者の方の向き合い方は様々だと思うが，ビデオリンクや遮へい措置を望まれる方の割合はどれくらいか。ま

た、被害者保護制度についての説明はどの段階で受けることができるのか。

- ： 刑事裁判の全てに被害者の方が参加するわけではなく、事実関係が争われている事件で、調書ではなく直接被害者から話を伺う必要がある場合等に被害者に証人として参加してもらうことになるので、それほど件数が多い訳ではない。その中でも、性犯罪の事件では、一般的に何かしらの措置を執っていると思う。

被害者の方が、被害者保護制度の説明を最初に受けるのは、検察庁など捜査段階であることが多いが、証人として裁判所に来ていただく段階では、裁判所としても説明を行っている。

- ： 検察庁に事件が送致されると、検察庁でも被害者の方から事情聴取をしている。被告人が被疑事実を認めている事件で、検察官が作成した被害者の供述調書を裁判の証拠とすることに被告人や弁護人が同意する場合には、被害者の方に法廷に来ていただく必要はない。そうでない場合には、証人として出廷していただくような場合に向け、検察庁では捜査段階で被害者の方にビデオリンクや遮へい措置の制度を説明し、これを利用するかどうかの希望を確認している。その後、裁判の段階で実際に証人として出廷していただくことになった場合には、検察官が希望を再確認して、裁判所に伝えている。

- ◎： 検察庁において、被害者を保護するための制度やその際に配慮されていることはあるか。

- ： 検察庁では、被害者の方専用の待合室や事情聴取室を設けていて、被害者の方にお越しいただいたときには、被疑者や逮捕勾留されている人と顔を合わせることのないようにしている。部屋の数に限られているが、可能な限り配慮をしている。

また、福井地方検察庁には、検察官や検察事務官という常勤の職員以外に男性2人、女性1人の被害者支援員を置いている。このうち1名が輪番制で常駐して、被害者の方から様々な電話や面談での相談を受け、その方の経済状況や

精神状態に応じて、適宜アドバイスをしている。また、被害者支援員が自分で判断できないような事項については、検察官に報告している。

検察官は、被害者参加の申出があれば裁判所に伝え、参加が認められた場合には被害者に一度検察庁に来ていただき、検察事務官や被害者支援員が法廷まで付き添う形で案内している。

検察庁だけでは被害者保護として十分でないところがあれば、精神的な面や経済的な面における各種援助を行っている関係機関につなぐアナウンスもしているところである。

- ： 被害者が未成年者である場合、保護者の承諾を得ることで、未成年者自身が被害者保護の配慮により裁判に関わることができるのか。
- ： 未成年者であったとしても、被害者の方が18歳や19歳という年齢であれば、基本的には本人の意思を最大限尊重して進めることになるが、保護者にも理解していただくために制度を説明している。被害者の方が12歳や13歳という年齢であるとか、裁判制度を十分理解した上で自分の考えを決められるかどうか不安がある場合には、保護者の意思を確認した上で進めている。
- ： 被害者が誰かを特定できる情報を公開の法廷で秘匿することの申出は親権者からでも行うことができる。実際は親権者からの申出で手続が進むことが多い。
- ： 例えば、被害者が受診や通院をすることになった場合、損害賠償命令の対象になるのか。また、被害者が会社に勤めていた場合で、会社に損失が発生したときに、会社の損害はどうなるのか。
- ： 通院費用など直接的に被害者に発生した金銭的損害であれば、刑事和解や刑事損害賠償命令制度の対象となり、犯罪行為によって損害が生じたことを刑事事件の中で明らかにしてもらおうことになると思う。また、会社の関係については間接的な損害となるため、刑事裁判の手続とは別に、民事事件の損害賠償の話となる。

- ◎： 民事事件において、刑事事件の被害者が関わる事案を扱ったことがあるか。
- ： 刑事損害賠償命令の結論に納得が行かず異議が出ると民事裁判に移行する。移行後の民事裁判を取り扱った経験は2件程度あるが、どちらかと言うと刑事和解制度や刑事損害賠償命令制度を利用せずに、最初から民事訴訟として損害賠償請求をするケースが少なくないという印象がある。
- ◎： 民事事件の場合に、刑事事件の記録はそのまま使用できるのか。
- ： 民事裁判手続の中で、刑事事件記録を取り寄せて、証拠として提出されることがある。
- ： 今日の遮へい措置体験の中で証人席に座ったが、遮へいがちゃんとされていて包まれるようで安心感があった。その反面、被告人に声を覚えられるのではないか、将来どこかで気付かれるのではないかという不安も感じるかもしれないとも思った。
- ◎： ビデオリンクと遮へい措置では、圧倒的に遮へい措置が多いのか。
- ： 福井の場合も全国的にも、ビデオリンクよりも遮へい措置の件数が多い。平成23年から平成27年の数字では、ビデオリンクの利用は全国で年間300件弱であるが、遮へい措置の利用は1300件から1800件で推移しており、福井においてもビデオリンクは年2件程度だが、遮へい措置は6件から16件程度で推移している。
- ： 遮へい措置については、被害者以外でも、例えば目撃者が証人として証言することを怖がっているような場合でも使用することがある。
- ： 法廷内の左右両側の壁の上部に大型モニターが設置されていたが、このモニターを使うのはどのような場合なのか。傍聴人に対して、そこまで見せなければならないということがあるのか。
- ： 裁判の公開の原則があるため、一般的には証拠の内容を映したり、場合によってはビデオリンクの内容を映すこともあり得るが、性犯罪の証人尋問をビデ

オリンクで行うような場合は、大型モニターには映さず、訴訟関係人である裁判員、裁判官、検察官、弁護士だけが手元のモニターで見えるようにしている。また、刺激の強い証拠についても同様である。

- ： 公開の原則と被害者保護との兼ね合いについて個別のケースで迷われることが多いのではないか。
- ： いずれも大事な問題であり、事案に応じて個々の裁判体が判断することになる。
- ： 弁護士が行う犯罪被害者の支援としては、例えば、刑事裁判で被害者参加弁護士として活動することがある。また、損害賠償命令制度を含め、加害者に対し被害の回復を求める損害賠償の手続を行う形で支援を行うことがある。初期の段階では、被害者の方と、電話や面談等で法律相談を行う際に、その後の民事、刑事の手続の流れを説明し、その後は手続の流れに応じて、例えば、告訴状の作成であるとか、警察や検察庁で事情聴取を受ける際の付添いを行うこともある。更に、被害者の代理人として加害者側の弁護士と交渉することもある。報道機関への対応を被害者の方に代わって行うことも支援の一つである。

一般の方は弁護士費用を心配することがあるが、被害者参加弁護士に関しては、その費用の負担が困難な被害者参加人のために国が費用を負担する国選被害者参加弁護士制度がある。損害賠償の手続に関しても、法律扶助制度を利用することで被害者の方の負担を小さくすることができるので、これらの制度の説明、案内をするようにしている。その他、犯罪被害者法律扶助という制度があることも説明する等、弁護士としてより多くの被害者の方の支援を行えるよう心がけている。

- ◎： 報道関係者の立場から、犯罪被害者やそのご家族の方に接したり、取材や報道をしたりするに当たり、配慮している点はあるか。
- ： メディアスクラムとか、何かあると集中的にマスコミが押しかけてしまうこ

とに関しては、やはり好ましいことではない。ただそれを完全に自分たちで防げるかについてはなかなか難しい面もある。

報道を見ていると分かると思うが、一昔前は被害者についてほとんど実名が出ていたが、最近では事件の重大性やその性質から匿名で報道することが増えている。その点は、被害者を守るために同じ方向に進んでいるのではないかと思う。ただし、日本中を騒がすような大きな犯罪であったり、被害者が何人も亡くなってしまいうような犯罪のときには、被害に遭われた方の人生等を重ね合わせることにより、被害者や遺族の方々の悲しみや苦痛、被害の深刻さを伝えていくという一面もあるので、各報道機関がケースバイケースで対応していると思う。

◎： 刑事和解制度があまり使われていないようだが、何か考えられる理由はあるか。

○： 刑事和解制度は、被害者と加害者が合意していることを前提に利用することが想定されている。実際の場合では、損害額等の合意ができないことがあるのではないか。

刑事損害賠償命令制度もあまり使われていないようだが、どのような理由が考えられるか。

■： 刑事損害賠償命令の申立てをして、被告人に対し支払決定が出たとしても、被告人の資力が無ければ、被害者は支払いを受けることができないため、あまり使われていないのではないかと思う。

○： 性犯罪の被害者は、裁判所に来ることが難しいこともあるのではないか。検察庁を含め、相談に訪れる方はあらゆる機関で相談を受けていると思うが、被害に遭った女性としてはなかなか心情を吐露できないところもあると思う。例えば、被害者が精神的に和らぐように医者を経由して相談できればとも思うが、医療機関との連携はあるのか。

●： 被害者の方については、まずは検察庁が相談窓口となっており、裁判所が一般的に医療機関と連携して相談対応しているということはない。裁判所としては、専用の待合室を用意したり、被告人と被害者の方の法廷への動線を別にしたりする等の配慮を行っている。

○： 本日感銘を受けたのは、ビデオリンクの際に、被害者が女性の場合、女性の職員も必ず付き添うという配慮がされている点である。検察庁の被害者支援員にも女性がいると聞き、司法においても女性の活躍が進んでいることを知り、さらに進んで行くことを望むところである。性別だけで適性を判断できるわけではないが、事情に合わせた対応をしていただければ良いと思う。

心のケアの面で感じたことだが、被害者参加制度というのは、被害者がその出来事に対しどのように向き合っていくか、裁判にどのように参加していくか、各種の保護制度も活用しながらどう取り組んでいけるかが、その被害者の方が回復していくための大切な要素になるのではないかと思う。